

大分県報

令和七年
第五七九号
一月三十一日

（金曜日）

目次

告示

- 指定予定保安林（二件）……………一
道路区域の変更……………一
道路の供用開始……………二
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………二

○告示

大分県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和七年一月三十一日

大分県知事 佐藤樹一郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
中津市山国町槻木字岩伏三三五〇番
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

令和七年一月三十一日

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和七年一月三十一日

大分県知事 佐藤樹一郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
中津市山国町槻木字泉ノ上二八二四番一
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年一月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県報（告示）

一

令和七年一月三十一日

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道鍋島植野線	中津市大字鍋島字浜六二一番三 地先内	前	メートル 三三・五 〃一九・八	メートル 一〇・七
	中津市大字鍋島字浜六二一番三 地内	後	四一・四 〃一九・八	一〇・七

大分県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年一月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道鍋島植野線	中津市大字鍋島字浜六二一番三地内	令七・一・三一

大分県告示第四十六号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び白杵土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

大分県知事

佐藤 樹一郎

四 白杵港の(二)概要の表中

大分県報（告示）

二

<table border="1"> <tr><td>A-1-1-2</td><td>航路</td><td>九〇〇メートル</td><td>水深二メートル</td><td>を</td></tr> </table>	A-1-1-2	航路	九〇〇メートル	水深二メートル	を	<table border="1"> <tr><td>A-1-1-2</td><td>泊地</td><td>二〇〇 平方メートル</td><td></td><td>を</td></tr> </table>	A-1-1-2	泊地	二〇〇 平方メートル		を	<table border="1"> <tr><td>A-1-1-2</td><td>泊地</td><td>二〇〇 平方メートル</td><td></td><td>を</td></tr> </table>	A-1-1-2	泊地	二〇〇 平方メートル		を	<table border="1"> <tr><td>A-1-1-2</td><td>泊地</td><td>七三、六九七 平方メートル</td><td></td><td>を</td></tr> </table>	A-1-1-2	泊地	七三、六九七 平方メートル		を	<table border="1"> <tr><td>A-1-1-5</td><td>防波堤</td><td>二七〇メートル</td><td></td><td></td></tr> </table>	A-1-1-5	防波堤	二七〇メートル			<table border="1"> <tr><td>B-1-1-6</td><td>防波堤</td><td>二〇メートル</td><td></td><td></td></tr> </table>	B-1-1-6	防波堤	二〇メートル			<table border="1"> <tr><td>B-1-5-9</td><td>護岸</td><td>五五メートル</td><td></td><td></td></tr> </table>	B-1-5-9	護岸	五五メートル			<table border="1"> <tr><td>B-1-5-6</td><td>護岸</td><td>六メートル</td><td></td><td></td></tr> </table>	B-1-5-6	護岸	六メートル			<table border="1"> <tr><td>B-1-5-6</td><td>護岸</td><td>三九メートル</td><td></td><td></td></tr> </table>	B-1-5-6	護岸	三九メートル			<table border="1"> <tr><td>B-1-5-6</td><td>護岸</td><td>二〇メートル</td><td></td><td></td></tr> </table>	B-1-5-6	護岸	二〇メートル			<table border="1"> <tr><td>B-1-5-6</td><td>護岸</td><td>二三七メートル</td><td></td><td></td></tr> </table>	B-1-5-6	護岸	二三七メートル			<table border="1"> <tr><td>C-1-1-0</td><td>岸壁</td><td>一八メートル</td><td>水深五・五メートル</td><td></td></tr> </table>	C-1-1-0	岸壁	一八メートル	水深五・五メートル		<table border="1"> <tr><td>C-1-1-1</td><td>岸壁</td><td>一五五メートル</td><td>水深五・五メートル</td><td></td></tr> </table>	C-1-1-1	岸壁	一五五メートル	水深五・五メートル		<table border="1"> <tr><td>D-4-4</td><td>駐車場</td><td>一四、二〇三 平方メートル</td><td></td><td>を</td></tr> </table>	D-4-4	駐車場	一四、二〇三 平方メートル		を
A-1-1-2	航路	九〇〇メートル	水深二メートル	を																																																																															
A-1-1-2	泊地	二〇〇 平方メートル		を																																																																															
A-1-1-2	泊地	二〇〇 平方メートル		を																																																																															
A-1-1-2	泊地	七三、六九七 平方メートル		を																																																																															
A-1-1-5	防波堤	二七〇メートル																																																																																	
B-1-1-6	防波堤	二〇メートル																																																																																	
B-1-5-9	護岸	五五メートル																																																																																	
B-1-5-6	護岸	六メートル																																																																																	
B-1-5-6	護岸	三九メートル																																																																																	
B-1-5-6	護岸	二〇メートル																																																																																	
B-1-5-6	護岸	二三七メートル																																																																																	
C-1-1-0	岸壁	一八メートル	水深五・五メートル																																																																																
C-1-1-1	岸壁	一五五メートル	水深五・五メートル																																																																																
D-4-4	駐車場	一四、二〇三 平方メートル		を																																																																															

改める。

L-1-1-3	H-1-1-4	H-1-1-3	G-1-4-4	G-1-1-1
緑地	附属地	野積場	旅客上屋	可動橋
三〇、八二八 平方メートル	一、一七五 平方メートル	四、七〇五 平方メートル	六六二 平方メートル	一基
			ホーム上屋 四三二平方 メートルを 含む。	

令和七年一月三十一日

大分県報(告示)